

第**2**部

豊後キリシタン・類族文書の
研究

臼杵藩におけるキリシタン禁制政策と民衆統制

佐藤晃洋

はじめに

16世紀半ば、日本へキリスト教が伝来し、新たな宗教的環境が生まれた。豊後国（現在の大分県の大部分）では、天文20年（1551）に大友宗麟（1530～87）がフランシスコ・ザビエル（1506～52）を府内（大分市）に招き、自らもキリシタンとなった。イエズス会『1614年日本年報』¹⁾は、豊後国にはかつて「高田」（大分市）、「野津」（臼杵市）、「志賀」（竹田市）に拠点があったことを記しており、布教開始から五十年余の間に、確実にキリスト教は豊後国に広がり組織化も進んでいたといえる。しかし、この日本年報の2年前、慶長17年（1612）に江戸幕府はキリシタン禁制を打ち出し、翌年には全国的禁教令を布告した。当時、豊後国は小藩分立の状態であり、『1614年日本年報』に記されていた「高田」は臼杵藩をはじめ諸領入り交じりの地、「野津」は臼杵藩領、「志賀」は岡藩領であった。各藩は、幕府の政策に沿ってキリシタン禁制を次第に厳格化していった。

本稿では、臼杵藩宗門方役所文書群が大半を占めるマレガ収集の豊後キリシタン文書群（以下、マレガ資料）の分析を通じて確認できた臼杵藩におけるキリシタン禁制政策について、マレガの研究やその後の村井早苗氏や豊田寛三氏の研究など²⁾を念頭に、その推移とともに特色を具体的に明らかに

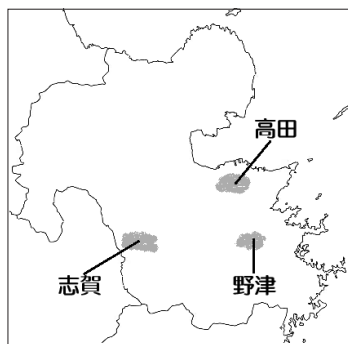


図1 豊後国のイエズス会の拠点

したい。ポイントの第一点は、禁教初期における対策として、個人の改宗から「いえ」（家族をはじめ名子・下人等を含む家内、以下同）を単位とする統制となり、そして村などの行政単位による統制となっていた、統制単位や枠組みの変化である。ポイントの第二点は、キリシタン禁制政策としての宗門改が、類族管理を目的としたものから、民衆全体の統制をめざすものとなる政策の目的の変容である。

1. キリシタン禁制政策の開始

(1) 個人から「いえ」へ

江戸幕府による慶長18年（1613）の全国的禁教令に沿って、臼杵藩は慶長19年（1614）からキリシタン対策に本格的に取り組みはじめた。臼杵藩がとった、領内にキリシタンが存在しない状態をつくる政策の推移について、マレガ資料により詳細にみていくことにする。

臼杵藩のキリシタン禁制政策は、当初、キリシタン一人一人が改宗することをめざして実施されている。マレガ資料に含まれる正保3年（1646）の「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事³⁾」のうち、キリシタンが改宗した年が記されている48通から改宗した者87人を見ると、30年以上前1人、慶長16

表1 村ごとのキリシタンが改宗した人数

村組等	香野村	香野村	香野村	香野村	香野村	香野村	香野村	香野村	香野村
村	柴尾村	赤迫村	池原村	日当村	寺小路村	小切畑村	中山村	筒井村	
30年以上前									
慶長16	1611	1							
慶長18	1613		1						
慶長19	1614	2	2	1					
元和 8	1622	4			22	22	1	1	1
寛永 8	1631								
寛永10	1633		2			4	1		
寛永11	1634					3			
計		7	5	1	22	29	2	1	1

年1人、慶長18年1人、慶長19年10人、元和8年（1622）51人、寛永8年（1631）4人、寛永10年16人、寛永11年3人となっている。また、「ころひきりしたん（転びキリシタン）宗門重而御改ニ付御請状之事」に改宗がどのように進められたかが記されている。表1に含まれていないが、慶長19年に改宗し、戸次市村（大分市）妙正寺の旦那となった宮河内村（大分市）の助左衛門の場合、寛永11年の宗門改にさいして、奉行の前でキリスト像などを描いたものを踏んでキリシタンでないことを証明している。この事例から、絵踏が寛永11年に少なくとも改宗した者を対象として実施されたことがわかる。

現存している「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」においては、寛永12年（1635）以降に改宗した者は記されていない。このことから、臼杵藩

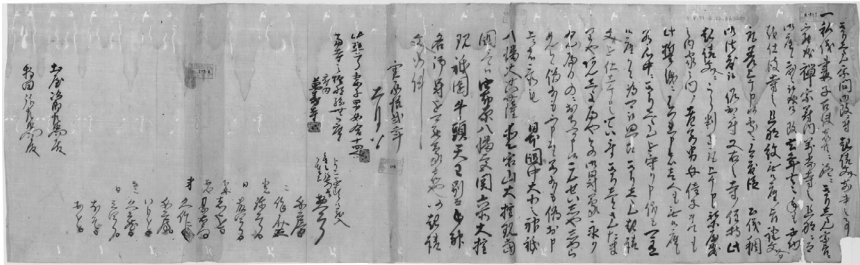


写真1 きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事 (A2.4.10.1.1)

©2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

(人)

香野村	東神野村	東神野村	東神野村		中白杵	中白杵		大田善兵衛組	計
広原村	河原内村	宮本村	吹越村	家野村	井野上村	吉小野村	畳屋町		
						1			1
									1
									1
	1				1		2	1	10
									51
		3	1						4
4				4			1		16
									3
4	1	3	1	4	1	1	3	1	87

においては、寛永12年には表面上キリシタンがいない状況となっていたと考えられる。

寛永12年、臼杵藩は、起請文（「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」）を作成させている（写真1）。起請文には「今度従 公儀稠御法度被 仰出ニ付」と、幕府がキリシタン宗門の禁止を厳しく申し渡したことに起因していると記されている。たとえば、同年11月8日付で横尾村（大分市）の惣二郎の「いえ」⁵⁾について作成された文書を見ると、惣二郎の「いえ」の合計14名は「終ニきりしたん宗旨ニ不罷成」、府内（大分市）万寿寺の旦那であることを記し、各自の確認として血判に加え、惣二郎は自署、花押1人、押印1人、他は略印として「○」印を付し、万寿寺が署名捺印し内容を証明している。この文書には、昨年・一昨年もキリシタンではないとの証文を提出し、檀那寺の証明も付していたことが記されている。寛永10年から宗門改に際して証文を作成し、檀那寺の証明も付すようになったということである。キリシタン禁制政策において、人々は必ず寺院に所属することになり、所属した寺院を檀那寺、寺院に所属した者を旦那や檀家などと呼んだ。マレガ資料をみても、檀那寺や旦那という表記が散見され、キリシタン禁制政策における寺院の重要性がうかがえる。

各「いえ」が作成した「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」は、村組を統括する大庄屋⁶⁾が集め、村組の人数や起請文数をまとめて「きりしたん宗門御改之御帳」を作成して、藩宗門方に提出している。たとえば、寛永12年11月20日付の井野村組（臼杵市）の「きりしたん宗門御改之御帳」⁷⁾をみると、内題は「きりしたん御改ニ付起請文人数ノ御帳」となっており、男女合計583人、起請文数69通となっている。この起請文数は、記載されている「いえ」数と一致している。

また、柴尾村組（臼杵市）の「きりしたん宗門御改之御帳」⁸⁾をみると、次のように記されている。

きりしたん御改ニ付起請文人数ノ御帳
柴尾平左衛門組家内人数
御高百六拾四石壺升式合八勺 御蔵納 給所
一、平左衛門 家内 拾六人 内男七人

			女九人
一、助右衛門	家内	四人	内男貳人 女貳人
一、次郎介	家内	九人	内男五人 女四人
一、三ノ助	家内	六人	内男四人 女貳人
一、少五郎	家内	三人	内男壹人 女貳人

(中略)

男合貳百六拾九人 内五人ハ前きりしたん
女合貳百五拾七人 内五人前きりしたん

男女合五百貳拾六人

起請文数合七拾二

右之外、私触内ニ壹人も誓紙ニはつれ申者無御座候、若隠置申通、以来被聞召出候ハ、□(庄)屋曲事ニ可被仰付□(候)

寛永拾貳年

十一月廿日

柴尾村 [] (下部欠損)

伊藤兵太夫殿

上川清兵衛殿

男女合計526人、起請文数(「いえ」数)72通となっている。また、井野村組

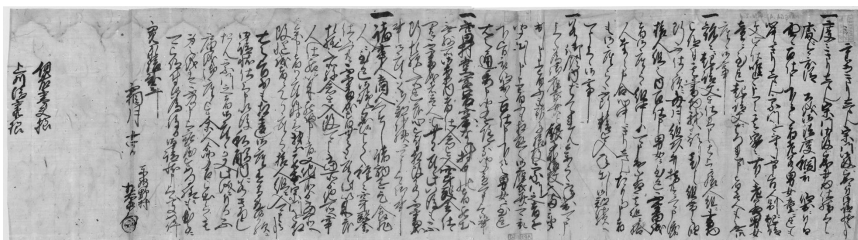


写真2 重もきりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事 (A2.4.10.2.1)

©2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

の「きりしたん宗門御改之御帳」には記載されていない「男合式百六拾九人、内五人ハ前きりしたん、女合式百五拾七人、内五人前きりしたん」という村組内の「前きりしたん（転びキリシタン）」の人数が集計されている。井野村組には、「前きりしたん（転びキリシタン）」がいなかったということであろうか。

なお、臼杵藩は、起請文や「きりしたん宗門御改之御帳」を提出するさいに、各村組の庄屋には別に請状（「重而きりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事」）を提出させている。たとえば、寛永12年12月14日付の東神野村（臼杵市）の「重而きりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事」⁹⁾を見ると、起請文の内容に間違いが無いこと、「拾人組」で相互監視することなどが記されている（写真2）。

臼杵藩は、寛永12年に、幕府が宗門改を命じたことに基づき、「いえ」ごとに起請文を作成させるとともに檀那寺にも証明させ、村組ごとに集約し、庄屋に責任をもって管理させるように請状も提出させたのである。藩宗門方では、「いえ」ごとの「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」と村組ごとの「きりしたん宗門御改之御帳」を臼杵藩のキリシタン対策の基礎資料として保存し活用したと考えられる。

このように、臼杵藩では、領内にキリシタンが存在しない状態をつくるために、当初はキリシタン一人一人に改宗をさせるというキリシタン個人を対象とした政策を行い、さらに「いえ」を単位としてキリシタンがいない状態の維持を徹底させる政策に転換していったのである。

(2) 監視対象の拡大

島原・天草一揆（1637～38）後、幕府によるキリシタン禁制政策はさらに強化され、臼杵藩もさまざまな側面から政策を強化していった。

正保3年（1646）には、監視対象の拡大を図った。慶長19年（1614）にキリシタン禁制政策がとられる前に改宗した者は、それまでの宗門改では対象となっていなかったが、正保3年には絵踏を行っている。マレガ資料に含まれる正保3年の「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」のなかには、慶長16年に改宗した1人と慶長18年に改宗した1人が記されている。この2人は、¹⁰⁾正保3年、奉行の前で絵踏を行いキリシタンでないことを証明しているが、こ

れ以降、改宗した者として監視されることになった。

また、改宗した者が改宗する前に生まれた子どもは、本人が覚えていなくても幼少時に洗礼（幼児洗礼）を受けている可能性があるとして、監視の対象とされた。正保3年、幼児洗礼を受けた可能性のある者は、絵踏によりキリタンでないことを証明している。「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」¹¹⁾の中には、9人が記されている。

(3) 地縁の寸断

臼杵藩ではこの頃から改宗した者を「転びキリタン」と呼ぶようになり、改宗した者を対象として「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」を作成・提出させた。ねらいは、キリタンではないことを確認するとともに、「いえ」の人名等を書き出させることにあった。

このような改宗した者を対象とした禁制政策と並行して、臼杵藩は、それまでの「拾人組」を「五人組」として再編成し、組ごとに「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」を作成・提出させている。

マレガ資料に含まれる正保3年（1646）の「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」¹²⁾をみると、五人組100組のうち、改宗した者がいる「いえ」が1軒含まれているのが42組、2軒含まれているのが5組、3軒含まれているのが1組となっている。「いえ」数では507軒のうち、改宗した者がいる「いえ」は55軒、人数では1828人のうち、改宗した者は87人である。この87人を正保年間の「豊後一国之絵図」¹³⁾の村名を参考に絵図に重ねると、図2のごとくである。図中に数字で示した改宗した人数を見ると地域に偏りがあり、当然ではあるがイ

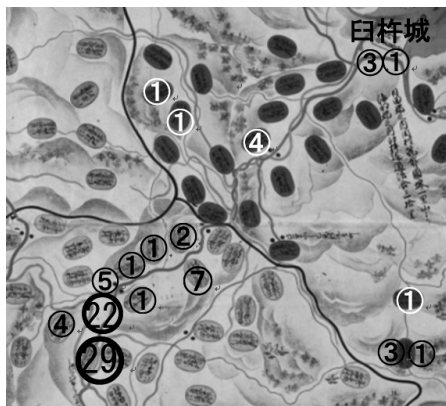


図2 「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」に記された改宗者の分布

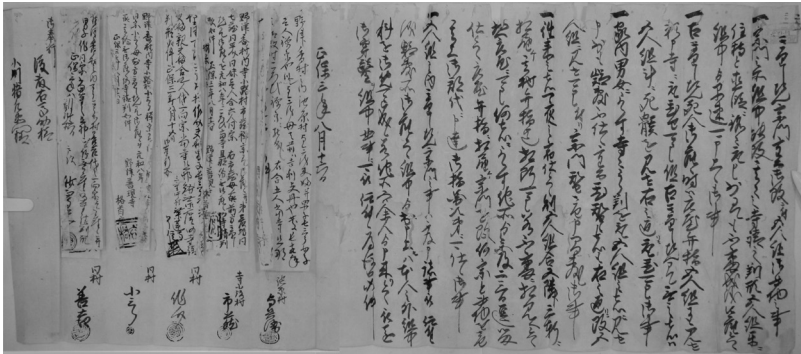


写真3 きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事 (A2.3.3.1)
 ©2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

エズス会の拠点があった図の左下あたりの野津地域（臼杵市）に改宗した者が多い。¹⁴⁾

正保3年8月16日付の池原村1軒と寺小路村4軒（ともに臼杵市）で編成された五人組による「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」¹⁵⁾（写真3）を見ると、キリシタン禁制に関して守るべき5項目が記され、5軒の当主が署名捺印している。そして「いえ」ごとに旦那であると檀那寺が証明した書類を貼り付けている。「いえ」に檀那寺が異なる者がいる場合は、それぞれの檀那寺から証明をもらい、重ねて貼り付けてある。たとえば、5軒目の寺小路村善吉の「いえ」の場合、2人が戸次（大分市）妙正寺の旦那、4人が野津（臼杵市）普現寺の旦那であるという各々の寺の証明が重ねて貼られている。この文書1枚で5軒の「いえ」合計30人の証明となっている。

この五人組のなかには、慶長19年（1614）と元和8年（1622）に転んだ者が1人ずつ含まれている。檀那寺の証明書には、転びキリシタンの人名、転んだ年号とともに、現在は当寺の旦那であると明記されている。藩宗門方が領内すべての五人組分を所持していれば、転びキリシタンの管理だけでなく、領民すべてを把握することができたであろう。

また、藩は同時期に転びキリシタンを対象とした「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」を提出させている。正保3年8月5日付「ころひきりし

たん宗門重而御改ニ付御請状之事¹⁶⁾を見ると、かつてキリシタンであった宮河内村（大分市）の助左衛門が転び、「いえ」全員がキリシタンではないことを記し、檀那寺が証明している。この文書においては、「いえ」それぞれの名前の上方に檀那寺の署名捺印がある。宮河内村の助左衛門の「いえ」では、一人だけ檀那寺が異なっているが、それぞれの檀那寺に持参し署名捺印してもらっている。藩宗門方は、この文書の端裏に「宮河内村ころひ書物 助左衛門」と記し保管していた。このような取り扱いから、提出された文書は転びキリシタンの基礎資料的な意味をもったと考えられる。

前述のように、改宗した者がいる「いえ」が五人組のなかに散らばっている状況を見ると、改宗した者を固まらせないことを五人組編成に際して留意したことがうかがえる。また、常に監視するという意味では同一村内の隣近所で五人組を編成した方が効果的と考えられるが、1か村内で編成されていた五人組はわずかに3組であった。2か村で編成されていた五人組が一番多く、74組であった。五人組の編成村が3か村は13組、4か村は7組、5か村は3組であった。臼杵藩は、改宗した者を散らばらせるというだけでなく、各村の地縁的な繋がりや断ち切って五人組を編成することにより、親しい者同士で隠したりかばったりすることが起きないようにし、相互監視の体制を整えていったといえる¹⁷⁾。

正保3年（1646）の「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」と「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」は、臼杵藩がキリシタン禁制政策を再編・整備し、強化しようとしたあらわれといえ、五人組制度や寺請制度を考える上でも画期をなすと考えられる。

(4) 「宗門改帳」の作成

臼杵藩では、正保3年（1646）9月以降、「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」の提出完了の報告およびキリシタン禁制に関する5項目等の遵守について記し、五人組ごとに「いえ」の筆頭者に署名・捺印させた「貴理志旦御改五人組之御帳」を村組ごとに作成させている。臼杵藩は「貴理志旦御改五人組之御帳」により、どの五人組のどの「いえ」に改宗した者がいるかを把握したといえる。



写真4 森村組貴理志旦御改五人組之御帳 (A1.3.10.1)
©2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

正保3年の「森村組貴理志旦御改五人組之御帳」(写真4)を見ると、森村・葛木村・猪野村(いずれも大分市)の五人組23組が取りまとめられている。「いえ」の筆頭者名の上方に檀那寺名、村名が記され、筆頭者の署名・捺印があり、各頁に五人組2組分が記さ

れている。

この後、臼杵藩においては、「いえ」全員の名前や檀那寺の証明が記された「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」と、村組ごとに「いえ」の筆頭者を書き連ねた「貴理志旦御改五人組之御帳」との内容をまとめた「宗門改帳」を、宗門改のさいに作成するようになっていく。改宗した者に焦点をあてるのではなく、領民全員の名前や檀那寺を記した「宗門改帳」により領民一人一人を把握できるようにしたといえる。そして、臼杵藩は、延宝元年(1673)に、「宗門改帳」を幕府に提出している¹⁹⁾。

2. キリシタン禁制政策の確立とその後

(1) “豊後崩れ”と類族制度の完成

万治3年(1660)5月、熊本藩領高田手永(大分市)において潜伏キリシタンが捕縛された。これをきっかけとして、臼杵・岡・府内等の藩領や幕府領において潜伏キリシタンが多数捕縛されている。潜伏キリシタンの捕縛は天和2年(1682)頃まで続き、これらを総称して“豊後崩れ”と呼んでいる。

このようななかで、臼杵藩では、寛文5年(1665)に宗門奉行を設置して3

名を任命し、延宝5年（1677）以降、長崎奉行所から踏絵1枚を借用して絵踏を実施している。長崎へは宗門奉行が借用に出かけている。当初は町人・百姓らを対象として、1年目に絵踏による宗門改、2年目に「宗門改帳」の作成という隔年での実施であった。延宝7年（1679）からは藩士の「いえ」も対象に加え、貞享2年（1685）からは宗門改に領内人口の把握という目的も加味している。そして、元禄元年（1688）からは、それまで絵踏をしていなかった僧侶も対象に加えるとともに、絵踏の実施を毎年としている。絵

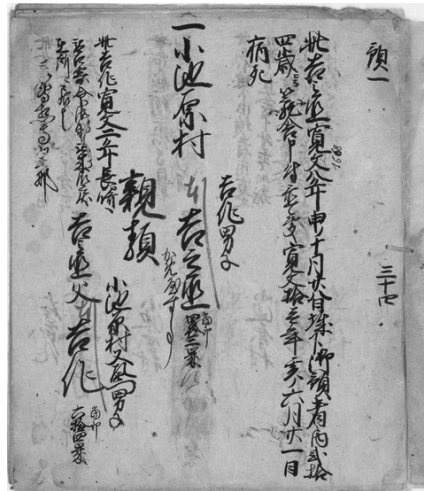


写真5 切死丹本人并類族御帳 (A1.14.6.2)
©2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

踏の対象を増加させたため、長崎奉行所から借用する踏絵も2枚となっている。

また、貞享4年（1687）7月16日、白杵藩では幕府が発布した「(キリシタン禁制) 覚」²¹⁾について、藩重役を城に集めて申し渡している。「覚」では、改宗した者を「転びキリシタン本人」、改宗する前に生まれた子どもを「本人同然」と呼び監視対象としていたが、今後これらの人々に加えて、改宗した後に生まれた子どもをはじめとする親族を「類族」として監視対象とすることが定められている。白杵藩では、幕府の「覚」に沿って、「転びキリシタン本人」や「本人同然」ごとに「類族」を書き上げた「切死丹本人并類族御帳」(写真5)を作成し、類族管理の基礎台帳としている。たとえば、小池原村(大分市)の吉之丞の場合²²⁾をみると、吉之丞は「本」と朱書され、親類として30人が書き上げられている。

「類族」の監視は、「転びキリシタン本人」や「本人同然」が死亡しても続けられている。出生、死亡、婚姻、養子縁組、転居、出家等の変動は届け出ることとされた。各村や村組では、「切死丹本人并類族御帳」等を基にして「類族名寄帳」を作成し、常に変動を記録していた。たとえば、丹生原村組(大分市)

の宝暦6年（1756）「類族名寄帳²³⁾」では、丹生原村組の原村（大分市）に197人の「類族」が記載されている。

「類族」については、特に、「行方知れず」が大きな問題として重要視されていた。家老らの協議の場である「御会所」において議題とされた事項が記された「御会所日記」をみると、「転びキリシタン本人」や「本人同然」が死亡してしまって以降は、キリシタン関係の事項は、「類族」の行方不明に関するものが中心となっている。たとえば、宝暦6年の丹生原村組の原村（大分市）に関する事項を、「宝暦六年 御会所日記全²⁴⁾」から探すと、「類族」の袈裟次郎の行方不明に関する内容だけである。

袈裟次郎の行方不明は、2月4日に庄屋から宗門奉行に報告された。²⁵⁾

覚

掛町左太郎子

丹生原村権之丞家内

一、本人同然里村太右衛門妻孫 袈裟次郎 当子二拾六歳
他領類族ニ出不申候 真宗光国寺旦那

右之袈裟次郎、子ノ二月朔日朝六つ時分不図立出相見不申候ニ付、近辺旁々相尋申候得共、行方相知レ不申候、尤立出候様子親類并近所之者共吟味仕候処ニ、着候ニ而立出何そ子細も無御座候由、此段御内証御注進申上候、以上

丹生原村庄屋 又左衛門

宝暦六子年二月四日

宇野仁右衛門様

河村儀大夫様

加納小兵衛様

この後の経過が、2月末日に、次のように記載されている。²⁶⁾

一、先達而申上候丹生原村類族袈裟次郎行方相尋候処、唯今日向表江罷在候也、親共帰参之儀、相願申候、彼表江申遣候得共、三十日之余も懸り、日数相延申候、如何可仕哉之旨、庄屋申聞ニ付、類族之儀ニ候得は、日数懸り候迎も連帰候様、可仕旨、庄屋江申付候由、宇野仁左衛門御月番

江相達也

袈裟次郎は、日向（宮崎県）で見つかり、連れ戻そうとしているというのである。3月14日に連れ戻し、庄屋から宗門奉行・郡奉行に報告されると、3月18日、袈裟次郎に絵踏をさせている²⁷⁾。

右、三月十八日、踏絵御改被仰付、御旅之者ニ付、日帰り召連罷出申候
このように、「類族」の行方不明に関する内容が「御会所日記」に記載されている。なお、庄屋の報告内容は、庄屋が作成した各種文書のなかに写しとして確認することができる。

(2) 絵踏の年中行事化

元禄元年（1688）からは僧侶も含めた全領民対象に絵踏を毎年行うようになっていくと、臼杵藩における宗門改は毎年ほぼ同様の流れで実施されるようになった。

丹生原村組（大分市）の「宝暦五年 御触状写²⁸⁾」を見ると、宝暦5年（1755）の宗門改に関して次のように申し渡されている。

毎春之通宗門御改踏絵被仰付候間、家内帳生死出入来ル廿三日限相極御帳認置可申候、此段日限は追て可申触候事

- 一、他所江参もの来ル廿三日分其所之御改済候迄、毎之通差留可申候事
- 一、組中有之寺社・山伏・浪人、右之段可申聞候、家内付は改之前日毎之差出可申候事
- 一、組中他領行帳、病人帳毎々通り認可申候、諸々前々分被仰付候通ニて候間、弥々入念可被申候事
- 一、男女盲目之もの病人同前其村々ニて相改可申付候間、病人帳ニ書入可申候事

文中の「家内帳」は絵踏による宗門改の際の台帳となるものであり、前年分を参考に出生・死亡および婚姻や転居等による出入を踏まえて修正して、「いえ」ごとにすべての人名、続柄、年齢、檀那寺を記載し、村ごとに集約することになっている。類族の註記もなされている。また、村組内の寺社・山伏・浪人も記載することになっていた。

「家内帳」に関連して作成された文書に「他領行帳」と「病人帳」がある。宗門改の当日、大庄屋宅等の絵踏会場に行くことができない者を集約したものである。奉公・遊学等で他地域にいる者はそれぞれの場所で絵踏をすることになっていることから、その確認のために「他領行帳」が作成されている。また、病気等で自村から動けない者を「病人帳」に集約し、各村を訪問して絵踏を実施するために作成されている。目の見えない者も各村で絵踏を実施していたので、「病人帳」に記載されている。作成したこれらの文書は、大庄屋のもとに村組分が集められ、宗門改に際して宗門奉行に提出されている。

また、村組では、村組内の「生死出入」を発生した日ごとに記していき、月締めで村組内の人数の増減を集計し、藩の宗門奉行・郡奉行宛に提出していた。類族に限らず、村組のすべての人々の変動を記し、報告しているのである。村組にはその写しである「生死出入月払帳」が残されている場合がある。たとえば、丹生原村組（大分市）に関して、「宝暦十一年²⁹⁾ 生死出入御月払写帳」の正月分は、次のように記されている。

巳正月中払

覚

一、丹生原村惣右衛門ニ正月十日ニ男子生申候、但し名は伊八と申候、
代々真宗專想寺旦那

……

一、丹生原村惣右衛門弟源三郎三拾八歳真宗專想寺旦那、此者正月三日ニ
同村銀左衛門後家婿養子ニ引越申候

……

一、同村（註・丹生原村）又六孫もん三歳ニ而、正月十六日ニ病死仕候、則
真宗專想寺御取置

……

出生男三人

合拾三人内 出入之者四人 内男壹人

女三人

死人六人 内男三人

女三人

右之外、生死出入之者壹人も無御座候、以上

宝暦十一巳年正月晦日

丹生原村庄屋

又左衛門

宗門御奉行御三人様 御壹通差上申候

御郡御奉行御三人様 右同断副書差上申候

このように、まず出生した者として惣右衛門の子・伊八以下3人が記され、続いて養子等により変動があった者として源三郎以下4人、最後に死亡した者として6人が記されている。この文書は、庄屋から宗門奉行と郡奉行それぞれに提出されている。藩宗門方は各村組からの月ごとの報告により人の変動を掌握し、各村組ではその写しを「生死出入月払帳」として残し、「家内帳」を作成する際の資料としていた。

時代は下がるが、文化14年（1817）に実施された宗門改について³⁰⁾みてみよう。臼杵藩では、長崎奉行所から踏絵2枚を借用するために出張する者を、前年の12月に宗門下役の麻生金兵衛と決定した。金兵衛は1月2日に長崎奉行への書状を預かり、3日に随行5人・馬1疋を従えて長崎に向け出発した。11日に長崎に到着した金兵衛は長崎奉行所において踏絵2枚を受け取り、21日に臼杵に帰着している。藩では、23日から城下町に住む町人たち、28日から家臣団、2月3日から領内を2分割して廻村し、絵踏による宗門改を実施している。廻村の終了は21日であった。踏絵2枚の返却は、2月1日に決定していた宗門下役の和田三郎左衛門が、23日に随行5人・馬1疋を従えて長崎に出発している。三郎左衛門は3月2日に踏絵2枚を長崎奉行所に無事返却し、12日に臼杵に帰着している。このように、臼杵藩は、絵踏による宗門改に毎年4か月近くの時間をかけていたのである。

一方、領民はどのように宗門改を受けていたのであろうか。丹生原村組（大分市）を例に³¹⁾みてみよう。まず、宗門改の台帳となる「家内帳」を作成している。正月16日に各村の村役人が各「いえ」に前年以降の出生・死亡・婚姻等の変動について修正することを指示し、約半月かけて村保存用の「家内帳」を作成している。完成したものを村役人が3回の読み合わせで確認した後に「い

え」ごとに捺印し、2月3日からこれを基にして藩へ提出する「家内帳」の作成に取りかかっている。15日までに、藩提出用の「家内帳」を完成させるとともに、「他領行帳」と「病人帳」も作成している。

1か月をかけて宗門改に必要な文書を作成しているが、作成途中に出生や死亡、病気等の追加事項が発生した場合には、そのつど書き直すことはできないので、追加事項1件ごとに文書を作成して宗門奉行に提出することになっていた。また、宗門改当日の急病人も文書を提出していた。2月18日、丹生原村組に関する絵踏が大庄屋宅で実施され、病人等は各村で行われた。

このような準備の状況や月々の生死出入等の報告状況等をみると、村組をあげて、「類族」であるかどうかに関係なく村組全員の変動を確認し、宗門改が問題なく終了するように慎重に取り組んでいる様子がうかがえる。また、作成した文書を見ると、月々の生死出入等の報告なども含め宗門改を毎年実施することにより、藩がすべての領民の動向を把握できるようになっていたことがわかる。

(3) キリシタン禁制に対する意識の変化

白杵藩は、延宝5年(1677)以降、長崎奉行所から踏絵を借用する際には宗門奉行が出張することにしてきた。それから130年以上が経過した文化7年(1810)、長崎奉行所に踏絵を借用しに行くのは宗門下役の役割に変更されている³²⁾。宗門奉行が出張すれば随員も多く費用が多額となるが、宗門下役の出張で随員の人数も少なくなれば費用を節約することができるという藩財政改革の一環であった。財政窮乏に対する苦肉の策といえるが、踏絵借用を宗門下役に任せるという判断は、踏絵借用に対する藩の意識変化のあらわれといえるし、年中行事として形式化していたといえるであろう。

文化14年(1817)正月18日、白杵藩の家老等の協議の場である御会所において、次のような申渡しが行われている³³⁾。

一、在中宗門御改之節、宗門奉行始御役人取賄之儀致手輕候様、毎々申聞候得共、兎角ニ別近年之儀は相弛之趣に相聞、去秋作毛不宜一統難洪之事ニ候得者、尚更是迄毎度申聞候通、規度相心得、手輕ニ取計候様可申

付候、御郡奉行被申聞也

宗門改のための宗門奉行一行の廻村が、過度に領民の負担となっている状況があるので、負担軽減を図るようというのである。

宗門改に関する支出について、丹生原村組（大分市）の状況を見ると、次のように記されている。³⁴⁾

覚

一、錢五拾五匁	筆紙墨代 印肉拵代共ニ
一、同八匁五分五厘	米代
一、同貳拾貳匁五分	酒代
一、同拾六匁三分	肴代
一、同拾七匁六分六厘	諸道具買物
一、同五匁	病人入用
一、同貳拾四匁三分貳厘	帳面取調る入用
一、同六拾五匁七分	諸品買物
メ貳百拾五匁三厘	
人高千三百八拾人	
但し、壹人ニ付壹分六厘	

「家内帳」を作成するための筆・紙・墨代や印肉作成費用等の他に、米代・酒代・肴代等も計上されている。これらの費用は、村組で人数割りして徴収していた。臼杵藩御会所において申し渡された負担軽減とは、この米代・酒代・肴代等の賄い費用のことであろう。

前述した「家内帳」等の作成に時間をかけて正確な内容を記載している領民の姿からは、「家内帳」等の正確さを求めている藩の姿勢を垣間みることができた。その一方で、藩における絵踏に対する重要性の意識の希薄化ともいえそうな状況がみえてきた。これらのことは、キリシタン禁制政策としての宗門改が、民衆統制のための年申行事的なものとなり、重点が「家内帳」等による民衆把握に置かれるようになってきている実態を示している。

臼杵藩における宗門改は、安政5年（1858）まで絵踏を伴うものであったが、

その後は戸籍調査的なものとして明治4年（1871）まで実施されている。

むすびにかえて

以上、臼杵藩におけるキリシタン禁制政策について検討してきた。ここで、本稿の概要とマレガ資料のもつ可能性についてまとめておきたい。

臼杵藩のキリシタン禁制政策は、慶長19年（1614）以降、キリシタン一人一人に対して檀那寺を決めさせたり絵踏を行ったりして改宗させていった。その結果、元和8年（1622）を中心に多くのキリシタンが改宗している。そして、表面上キリシタンがいない状況になった寛永12年（1635）、檀那寺による旦那であるという証明が書き込まれた「いえ」ごとの起請文を作成させ、改宗した者を「いえ」単位で把握し、再びキリシタンとなることがないように監視する体制を作っている。

島原・天草一揆後、正保3年（1646）、臼杵藩では、慶長19年（1614）以前に改宗した者や改宗した者が改宗する前に生まれた子どもにも絵踏を行わせ、監視の対象者として政策の強化を図った。あわせて、五人組制度を整え、正保3年、五人組に「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」を作成させ、藩宗門方に提出させた。改宗した者を散らばらせ各村の地縁的な繋がりを断ち切って五人組を編成することにより、知っている者同士で隠したりかばったりすることが起きないようにし、監視体制のさらなる強化を図った。

延宝5年（1677）以降は藩の宗門奉行が絵踏の際に長崎奉行所から踏絵を借用するようになり、元禄元年（1688）からは全領民を対象として毎年絵踏を実施するようになった。

絵踏を伴う宗門改に際して「宗門改帳」も作成しており、貞享4年（1687）には「類族」も監視対象とされ、臼杵藩のキリシタン禁制政策は確立した。

臼杵藩における宗門改は明治4年（1871）まで継続されている。しかし、19世紀になると、藩は「家内帳」をはじめとする宗門改に関する文書は時間をかけて正確に作成させる一方で、長崎奉行所への踏絵借用は宗門奉行から宗門下役の役割に変更され、絵踏に際して酒・肴等が準備されるなど絵踏に対する重

要性の意識が希薄化している状況がみえるようになった。宗門改が民衆統制のための年中行事的なものとなり、「家内帳」等による民衆把握に重点が置かれるようになっていった。

臼杵藩におけるキリシタン禁制政策に関する史料は、一部の村等に残る控えや写し等と藩御会所で議題とされた記録以外には、あまり残っていない。村などから提出され藩宗門方が保管していた文書が、マレガ資料に多数含まれていることから、地元に残る古文書や遺跡・遺物などとともに研究することで、その地域に限らず近世の日本におけるキリシタン禁制政策やそこでの人々の生活の状況、多種多様な宗教生活のありよう等、さらに具体化できるものと考えられる。

註

- 1) Lettera annua del Giappone del M. DC. XIV. al molto Reuerendo Padre Mvtio Vitelleschi, Generale della Compagnia di Giesv. 1614 (注記:『1614年日本年報』初版)大分県立図書館所蔵。
- 2) 本稿は、村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』(文献出版、1987年)、同『キリシタン禁制と民衆の宗教』(山川出版社、2002年)、豊田寛三「キリスト教の禁圧」(『大分市史 中』大分市、1987年)等の研究に負うところが大きい。
- 3) マレガ資料A2.3.3.1～A2.3.3.2.1、A5.4.2.1.1～A5.4.2.7.1.7「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」100通。
- 4) マレガ資料A2.3.1.1「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」、マレガは、この絵踏を「臼杵藩に於ける最も古い記録」としている(『豊後切支丹史料』サレジオ会、1942年)。
- 5) マレガ資料A2.4.10.1.1「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」。
- 6) 臼杵藩においては、各村組に総括責任者として原則一人の「庄屋」、各村には「弁指」が置かれた。天保5年(1834)以後は、庄屋を「大庄屋」、弁指を「(小)庄屋」と称するようになった。本稿では、村組を統括する者の呼称として「大庄屋」を使用する。
- 7) マレガ資料A2.3.13.1「きりしたん宗門御改之御帳」。
- 8) マレガ資料A2.4.2.1.1.12「きりしたん宗門御改之御帳」。
- 9) マレガ資料A2.4.10.2.1「重而きりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事」。
- 10) マレガ資料A5.4.2.5.1.8、A5.4.2.5.2.10「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」2通。
- 11) マレガ資料A5.4.2.4.4、A5.4.2.5.1.3、A5.4.2.5.1.7、A5.4.2.5.2.3、A5.4.2.5.2.6、A5.4.2.5.3.7、A5.4.2.5.4.5「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」7通。
- 12) マレガ資料A2.3.3.1～A2.3.3.2.1、A5.4.2.1.1～A5.4.2.7.1.7「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」100通。
- 13) 「豊後一国之絵図」臼杵市蔵。
- 14) 野津にある村の1か村全体の状況がわかる寛文6年(1666)の「川登組清水原村人数之御帳」(マレガ資料A1.3.1.3.1)を見ると、「いえ」数30軒、188人(男103人、女85人)のうち、改宗

した者は19人（男11人、女8人）と記されている。清水原村住民の1割が改宗した（かつてキリシタンであった）者ということになる。

- 15) マレガ資料A2.3.3.1「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」。
- 16) マレガ資料A2.3.1.1「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」。
- 17) 正保3年（1646）「森村組貴理志且御改五人組之御帳」（マレガ資料A1.3.10.1）では、森村組の森村・猪野村・葛木村3か村で23組の五人組が編成されているが、すべて2か村か3か村で構成されており、転びキリシタンがいる「いえ」14軒は1軒ずつ散らばって組み込まれている。しかし、同じ森村組の天保8年（1837）「宗門御改ニ付毎月仕上五人組御書物」（マレガ資料A1.3.12.1）では、47組の五人組が編成されているが、すべての五人組が同一村内で構成されている。この間に、五人組の当初の目的が達成されたとして、相互扶助や犯罪防止等も目的としてつつ再編されたのであろうか。
- 18) マレガ資料A1.3.10.1「森村組貴理志且御改五人組之御帳」。
- 19) 「稲葉家譜17」白杵市蔵。
- 20) 「稲葉家譜19」白杵市蔵。
- 21) 「貞享四年 御会所日記」白杵市蔵。
- 22) マレガ資料A1.14.6.2「切死丹本人并類族御帳」。
- 23) 池見家文書「類族名寄帳」大分県立先哲史料館寄託。
- 24) 「宝暦六年 御会所日記全」白杵市蔵。
- 25) 「宝暦六年 諸願留書」白杵市蔵。
- 26) 註24に同じ。
- 27) 註25に同じ。
- 28) 池見家文書「宝暦五年 御触状写」大分県立先哲史料館寄託。
- 29) 池見家文書「宝暦十一年 生死出入御月払写帳」大分県立先哲史料館寄託。
- 30) 「文化十四年 御会所日記」白杵市蔵。
- 31) 池見家文書「文化十四年 踏絵御改御用留書」大分県立先哲史料館寄託。
- 32) 註30に同じ。
- 33) 註30に同じ。
- 34) 註31に同じ。